

美馬市企業研修型地域おこし協力隊受入協力法人 募集要項

人口減少及び高齢化が進行する本市においては、農業従事者の高齢化も著しく、担い手不足や耕作放棄地の拡大が深刻化しています。

地域の農業環境を維持し続けるためには、農地の集積・集約化の促進による耕作放棄地の発生抑制や新たな担い手農業人材の確保が重要な課題となっています。

こうした中、令和7年度からの新たな取組として、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・就農を図るため、農業法人と連携した地域おこし協力隊の受け入れを予定しています。

そこで、事業の実施に向けて、地域おこし協力隊の受入先となる農業法人（以下「協力法人」といいます。）を募集いたします。

1 協力法人の要件

次の要件をすべて満たした法人を対象とします。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有している
- (2) 常用雇用者※を1名以上雇用している
※雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者になっている方
- (3) 市内に10ha以上の経営耕地面積を有している
- (4) 知識向上及び技能習得のための研修を実施できる
- (5) 隊員の任期満了後の定住に向けた支援ができる
- (6) 次に掲げる隊員の地域協力活動に協力できる
 - ① 耕作放棄地の再生
受入隊員1人につき、市が指定する耕作放棄地を年間3,000㎡以上再生すること。
 - ② 経営耕地面積の拡大
受入隊員1人につき、受入開始から3年間で経営耕地面積を3ha以上拡大すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外とします。

- (1) 暴力団又はその構成員が、その経営に実質的に関与している法人、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている法人及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している法人
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした法人
- (3) 過去3年以内に重大な労働関係法令違反がある法人
- (4) 市税の滞納がある法人

2 協力法人の取組

協力法人は、次に掲げる取組を行うものとします。

- (1) 隊員の募集、選定、雇用及び労務管理
- (2) 隊員の地域協力活動に対する支援
- (3) 隊員の知識向上及び技能習得のための研修

- (4) 隊員の任期満了後の定住に向けた支援
- (5) その他隊員の活動に関する事項

3 隊員の待遇等

(1) 雇用形態

隊員は、協力法人と雇用契約を締結するものとする。

(2) 受入期間

受入開始日（令和7年4月1日以降※）から令和8年3月31日まで

※ 受入期間の開始日は、市長が隊員に委嘱を行った日になり、1年度単位で任用の更新を行い、最長3年を超えない範囲で期間を延長できるものとします。

※ 令和7年度予算が美馬市議会で議決されることが条件になります。

(3) 勤務条件等

隊員の給与等その他の条件については、市と協議の上、協力法人が定めるものとする。

4 協力隊の活動に要する経費

隊員の受入にあたり、1人あたり報償費等220,000円/月※と活動費2,000,000円/年を上限として、市が補助します。

※ 上記金額は、活動年数によって上限金額が異なります。

○ 報償費等の上限額（月額）について

【受入開始から12か月まで】220,000円

【13か月から24か月まで】240,000円

【25か月から36か月まで】260,000円

○ 対象となる活動費について

活動に直接的に必要となる経費が対象となります。

【活動費の例】

- ・報償費等（期末手当等の各種手当を含む。）
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
- ・隊員の研修に要する経費
- ・定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
- ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに要する経費

等

5 応募方法等

(1) 募集受付期間

令和7年2月28日から令和7年3月14日まで（必着）

(2) 提出書類

次に掲げる書類を「8 提出先及びお問合せ先」に持参又は郵送により提出してください。

- ① 美馬市企業研修型地域おこし協力隊受入協力法人認定申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 受入企画提案書（様式第3号）
- ④ 法人定款
- ⑤ 履歴事項全部証明書
- ⑥ 常用雇用者の雇用を明らかにする書類
- ⑦ 直近の3事業年度の決算書

6 協力法人の認定

提出された書類をもとに、書類審査を実施します。

書類審査の結果は、決定後速やかに書面により通知します。

7 その他

- (1) 事業の実施については、令和7年度予算が成立することが条件となります。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がなされた場合は、認定を取り消す場合があります。
- (3) 不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分以内に「8 提出先及びお問合せ先」にお問い合わせください。

8 提出先及びお問合せ先

〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市役所経済部農林課

電話：0883-52-5609 FAX:0883-52-1200 Mail：nourin@mima.i-tokushima.jp